

要 求 書

- 一、解雇者ヲ復職セラレタキコト
- 二、解雇手當ヲ制定スルコト
- 三、任意退職手當ヲ制定スルコト
- 四、臨時雇ヲ本雇ニスルコト
- 五、最底賃金ヲ定ムルコト
現日給ノ十三割ヲ常備ノ最底賃金トス
ルコト
現日給ノ十三割以下ノ收入ナルトキハ
請負ノ場合ニ於テ
日給ノ十三割ヲ支給スルコト
- 六、請負制度ヲ改正スルコト
- 七、少クトモ年二回拔擢昇給ヲナスコト
一回ノ昇給ヲ賃金ノ百分ノ五トセラレタキコト

九月四日以後ノ経過

九月四日入場者凡ソ百名餘也職工ハ罷業

九月五日入場者二百名餘